特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	軽自動車税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、軽自動車税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

(平成25年法律第27号) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」···行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年/デジタル庁/総務省令 第9号)

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
軽自動車税賦課事務						
地方税法に基づき、必要な事項を記載した申告書、報告書の提出を受け、軽自動車の管理を行っており、それらを基に軽自動車税額を算出し、軽自動車税の賦課を行う。						
1 軽自動車税システム2 中間サーバー3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)						
ž						
番号法別表第24の項						
マステムによる情報連携						
<選択肢>						
(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項						
担当部署						
財務部市民税課						
市民税課長						
訂正-利用停止請求						
総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
財務部市民税課 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 Te.0258-39-2212						
用 []適用した						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人及び 業所からのマイナンバー取得を徹底するとともに、軽自動車税賦課事務では下記の局面で特定個人 報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにして り、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄					
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、軽自動車システムへの入力に当たっては、作業者と別の者によるダブルチェックを徹底している。 以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。					

変更箇所

変更箇所								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
平成29年4月11日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成26年7月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
平成29年4月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年7月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
平成29年11月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ①事務の名称	軽自動車税賦課賦課事務	軽自動車税賦課事務	事後	重要な変更に当たらない項目			
平成29年11月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	佐野 勉	田口 裕幸	事後	重要な変更に当たらない項目			
平成29年11月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
平成29年11月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
平成30年7月2日	I 関連情報 5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長	田口 裕幸	室橋 清隆	事後	重要な変更に当たらない項目			
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
令和1年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	室橋 清隆	市民税課長	事後	重要な変更に当たらない項目			
令和1年6月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和元年6月1日時点 	事後	重要な変更に当たらない項目			
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
令和1年6月20日	IVリスク対策		新様式への変更に伴うリスク対策の記載	事後	重要な変更に当たらない項目			
令和2年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
令和2年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
令和3年6月7日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
令和3年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
令和4年6月8日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
令和4年6月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
令和5年6月8日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
令和5年6月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
令和5年6月8日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	「条例」・・・・・・長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)	「条例」・・・・・長岡市個人番号の利用等に 関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更に当たらない項目			
令和6年6月13日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			
令和6年6月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	表紙特記事項	「番号法」・・・・・ 「番号法」・・・・ ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一	「番号法」・・・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)「番号法第19条第8号に基づく主務省令」・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年/デジタル庁/総務省令第9号)	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第16の項 主務省令①第16条	番号法別表第24の項	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2第27の項 主務省令2第20条 (情報照会の根拠) 番号法別表第2第27の項 主務省令2第20条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表第48の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表第48の項	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 8、人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人及び事業所からのマイナンバー取得を徹底するとともに、軽自動車税賦課事務では下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・特定個人情報の記載がある申請書等の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を 入手するため、目的外の入手が行われることは ない。 また、軽自動車システムへの入力に当たって は、作業者と別の者によるダブルチェックを徹 度している。 以上のことから、目的外の入手が行われるリ スクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更に当たらない項目